

# 一般社団法人日本渡航医学会 定款

平成 27 年 7 月 24 日改定

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（名称）

本法人は、一般社団法人日本渡航医学会と称し、英文では、Japanese Society of Travel and Health Inc. と表示する。

### 第 2 条（主たる事務所の所在地）

本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### 第 3 条（目的）

本法人は、海外渡航者の健康に関する諸問題を学際的に研究し、もって海外渡航医学の進歩及び発展に寄与するとともに、海外渡航者の健康と福祉に貢献することを目的とする。

### 第 4 条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会その他の集会の開催
- (2) 機関誌等の発行
- (3) 認定制度に関する事業
- (4) 旅行企業等との連携による海外渡航者の健康の維持増進に必要な事業の推進
- (5) 国内及び国外の関係諸機関及び諸学会との意見交換及び共同事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員及び会員総会

#### 第1節 会員

##### 第5条（会員の種類）

本法人の会員は、次のとおりとする。

###### (1) 正会員

正会員は、本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、年次学術集会及び機関誌において、研究成果等を発表することができる。

###### (2) 名誉会員

名誉会員は、本法人の理事長、理事又は監事を経験した者などで、理事長が理事会及び評議員会の決議を経て推薦し、就任した者とする。名誉会員は、会費を支払うことを要しない。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

##### 第6条（入会）

本法人の正会員になろうとする者は、当該年度の年会費を添え、理事会において定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

##### 第7条（経費の負担）

正会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、評議員会において別に定める額の会費を納めなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

##### 第8条（退会）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、理事会において定める退会届を理事長に提出するものとする。

## 第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名をしたときは、その会員にその旨を通知する。

## 第10条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年分以上年会費を滞納し、かつ、督促に応じなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

## 第11条（会長）

本法人に会長1名を置く。

- 2 会長は、評議員会において選任し、学術集会を主催する。
- 3 会長の任期は、選任の年に行われる学術集会の終了の翌日からその翌年に行われる学術集会の終了の日までとする。
- 4 会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第2節 会員総会

### 第12条（構成）

本法人の会員総会は、正会員をもって構成する。

### 第13条（開催）

会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

#### 第14条（招集）

会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

#### 第15条（議長）

会員総会の議長は、理事長又は当該会員総会において選任した者がこれに当たる。

#### 第16条（議事及び議事録）

定時会員総会では、評議員会での議決事項を報告する。

- 2 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印する。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

#### 第17条（評議員の設置）

本法人に評議員2名以上を置き、評議員をもって一般法人法上の社員とする。

#### 第18条（選任）

評議員は、定時評議員会の決議により正会員の中から選任する。

- 2 前項により評議員になろうとする者は、評議員2名以上の推薦を得て、評議員選任申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、再任の申請をする場合には、推薦を要しない。
- 3 第1項により選任された者は、当該定時評議員会の終結の時から本法人の評議員となる。

#### 第19条（任期）

評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員が評議員会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、任期が満了しても、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は、評議員たる地位を失わない。ただし、任期満了後は、役員選任及び解任並びに定款変更については、議決権を有しない。

## 第20条（退任）

評議員は、理事会において定める退任届を提出することにより、任意に、いつでも退任することができる。

## 第21条（解任）

評議員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他解任すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任する場合には、当該評議員に対し、解任の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により解任をしたときは、当該評議員にその旨を通知する。

## 第22条（資格の喪失）

評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 退任したとき。
- (3) 解任されたとき。
- (4) 正会員資格を喪失したとき。
- (5) 総評議員が同意したとき。

## 第23条（報酬）

評議員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動をしたときも、その対価を受けることができない。

## 第2節 評議員会

### 第24条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成し、評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

## 第25条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 評議員の選任及び解任
- (6) 定款の変更
- (7) 評議員会規則の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他法令又はこの定款により評議員会で決議すべきものと定められた事項

## 第26条（開催）

評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

## 第27条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

## 第28条（議長）

評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該評議員会において評議員の中から議長を選出する。

## 第29条（議決権）

評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

### 第30条（決議）

評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令の定める事項

### 第31条（議決権の代理行使）

評議員は、議決権を有する他の評議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、本人又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

### 第32条（議事録）

評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

### 第33条（評議員会規則）

評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## **第5章 役員及び理事会**

### **第1節 役員**

### 第34条（役員の設置）

本法人に、以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を、必要に応じ副理事長とし、副理事長をもって一般法人法第91条第1項の業務執行理事とする。

### 第35条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって評議員の中から選任する。ただし、必要がある場合には、評議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副理事長は、理事会の決議によって理事長以外の理事の中から選定する。

### 第36条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 副理事長以外の業務執行理事は、理事会の定めるところにより本法人の業務を分担して執行する。
- 5 理事長及び副理事長その他の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第37条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### 第38条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第34条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第39条（役員解任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。

### 第40条（役員報酬）

役員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動したときも、その対価を受けることができない。

## 第2節 理事会

### 第41条（設置及び構成）

本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### 第42条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長その他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事会規則の制定及び改廃

### 第43条（開催）

理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、第1回の理事会を事業年度終了後3箇月以内に開催し、その他の理事会の開催時期は、理事長が決定する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から一般法人法第93条第2項の規定により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から一般法人法第101条第2項の規定により招集の請求があったとき。

### 第44条（招集）

理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に2週間以内を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

#### 第45条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

#### 第46条（決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第47条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事（当該理事会に理事長が出席したときは、理事長とする。）及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

#### 第48条（理事会規則）

理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 顧問、部会及び委員会

#### 第49条（顧問）

本法人は、必要に応じ若干名の顧問を置く。

- 2 顧問の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 3 顧問は、評議員会の要請に応じ、学会活動全般について助言を行う。
- 4 顧問は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 6 顧問は、無報酬とする。

#### 第50条（部会）

本法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により一部の会員を構成員とする部会を設置する。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会規則により定める。

#### 第51条（委員会）

本法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会規則により定める。

### 第7章 資産及び会計

#### 第52条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### 第53条（事業計画書及び収支予算書）

本法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、その変更が軽微な変更にとどまる場合は、理事会の決議のみで足りる。

#### 第54条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出した上、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 本法人は、第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置く。

#### 第55条（剰余金の分配）

本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散等

### 第56条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

### 第57条（解散）

本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会の決議により解散する。

### 第58条（残余財産の処分）

本法人が清算をする場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告

### 第59条（公告の方法）

本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 附則

### 第60条（最初の事業年度）

本法人の設立初年度の事業年度は、本法人成立の日から平成26年5月31日までとする。

### 第61条（設立時の役員）

本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	濱田 篤郎	尾内 一信	大越 裕文	狩野 繁之
	古閑比斗志	五味 秀穂	サトウ菜保子	中野 貴司
	中村 安秀	波川 京子	春木 宏介	渡邊 浩
設立時監事	岡部 信彦	西山 利正		
設立時代表理事	濱田 篤郎			

## 第62条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとである。

東京都	
設立時社員	濱田 篤郎
神奈川県	
設立時社員	大越 裕文
東京都	
設立時社員	古閑 比斗志

## 第63条（学会からの移行に伴う特別措置）

本法人の成立時に任意団体日本渡航医学会（事務所：東京都新宿区大久保二丁目4番12号、以下「学会」という。）の評議員であった者については、第18条第2項及び第3項の規定にかかわらず、本法人の評議員会の選任決議により当然に本法人の評議員となる。ただし、設立時代表理事又は理事長に対し、事前に反対の意思を表示した者は、この限りではない。

2 次の各号に掲げる者は、本法人の成立時に当然に当該各号に定める者となる。ただし、設立時代表理事に対し、事前に反対の意思を表示した者は、この限りではない。

- (1) 本法人の成立時に学会の正会員又は名誉会員であった者 本法人の対応する会員
- (2) 本法人の成立時に学会の会長であった者 本法人の会長
- (3) 本法人の成立時に学会の顧問であった者 本法人の顧問

3 前項により学会の正会員が本法人の正会員となった場合において、本法人が、当該正会員において本法人の成立時までに学会に納付した当該年度の会費の残額を学会から承継したときは、それによって当該正会員が本法人に対する最初の事業年度の会費の支払を終えたものとする。

4 本法人の成立時に学会の役員であった者で本法人の成立時に本法人の役員となったもの、本法人の設立時社員として本法人の評議員となった者、第1項の規定により本法人の評議員となった者及び第2項の規定により本法人の顧問となった者の本法人の役員、評議員又は顧問としての任期については、本法人の最初の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 第2項の規定により本法人の会長となった者の任期は、平成26年に行われる学術集会の終了の日までとする。

## 第64条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本渡航医学会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年9月6日

設立時社員 濱 田 篤 郎

設立時社員 大 越 裕 文

設立時社員 古 閑 比 斗 志

# 評議員選任規則

一般社団法人 日本渡航医学会  
平成27年7月24日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会 定款第33条に基づき、評議員選任規則を次のように定める。

## 第1条

この規則は、当法人の評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条

定款第18条に基づく評議員の選任は、最初に開催される定時評議員会において行い、以後、2年ごとに定時評議員会において行う。

## 第3条

当法人の評議員の数は、前条の定時評議員会の開催される年の4月1日における当法人の正会員の数の1割をもって上限とする。

## 第4条

当法人の評議員の選任に関しては、次の事項を考慮する。

- (1) 新規に選任される者は3年以上の会員歴があること。
- (2) 引続き2年以上当法人の正会員であること。
- (3) 渡航医学又はその関連分野において5年以上の研究歴又は活動歴がある者であること。
- (4) 定年は満70歳とし、選出時の年齢は2年ごとに定期選出される定時評議員会の前年度末にあたる5月31日において満70歳未満の者とする。ただし、在任期間中に満70歳に達した場合は、当該年度末の5月31日まではその職責を務めるものとする。

## 第5条

当法人の評議員になろうとする者（以下「候補者」という。）は、評議員の選任の行われる定時評議員会の4か月前までに、評議員2名の推薦状を添え、理事長の定める様式による評議員選任申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、再任の申請をする場合には、推薦状の添付を要しない。

## 第6条

理事長は、前条により評議員選任申請書の提出を受けたときは、会員歴、研究歴、活動歴等を調査し、当該候補者が選任基準を満たすかどうかについて理事会の意見を徴した上、当該調査結果及び理事会の意見を定時評議員会に報告しなければならない。

## 第7条

評議員会は、前条の調査結果及び理事会の意見を参考として当該候補者を評議員に選任するかどうかについて決議するものとする。

- 2 評議員に選任された候補者は、当該評議員会の終結の時から当法人の評議員となる。
- 3 2年ごとの定時評議員会にて定期選出の行われない年においても、定時評議員会の開催される年の4月1日における当法人の正会員の数の1割に満たない場合は、追加選出することができ、追加選出方法は本規則第4条に準じて行う。
- 4 前項にて追加選出された評議員の任期は、2年ごとの定時評議員会にて定期選出された評議員の残任期間とする。

## 附 則

- 1 この規則は、決議の時から施行する。
- 2 第4条の適用においては、当法人の前身である任意団体日本渡航学会の正会員、評議員及び評議員会を当法人の正会員、評議員及び評議員会とみなす。

# 役員選任規則

一般社団法人 日本渡航医学会  
平成27年7月24日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会 定款第35条に基づき、役員選任規則を次のように定める。

## 第1条

この規則は、当法人の役員（理事及び監事をいう。）の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条

当法人の役員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者の中から評議員会の決議により選任する。なお、定款第34条により、理事数は3名以上20名以内とし、監事数は2名とする。

- (1) 役員選任の評議員会が開催される年の4月1日の時点において当法人の評議員であること。
- (2) 上記(1)の時点で70歳に達していないこと。

## 第3条

評議員会に、役員選任のための準備手続をつかさどる機関として、役員以外の評議員5名からなる役員選任準備委員会を置く。

- 2 役員選任準備委員会の委員長及び委員は、評議員会において任期を定めて選任する。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、理事長は、役員以外の評議員の中から任期を定めて委員長及び委員を選任することができる。

## 第4条

理事および監事の選任方法は、役員選任準備委員会管轄のもと、選挙を行なう。

## 第5条

理事の投票数は10名以内で連記とし、各得票数の多い者から上位12名を理事とする。上位12番目の各得票数が同数の場合は抽選とする。

- 2 前項の投票によって選出された新理事は、新理事会を開催し、新理事長を決議によって選任する。理事長において再任は妨げないが、連続2期を超えてはならない。
- 3 前項の決議によって選任された新理事長は、投票によって選任された新理事以外の評議員の中より、必要に応じて理事長推薦枠として最大8名まで職域性などを考慮して新理事を選任することができる。なお、理事長推薦枠として選任された新理事は、新理事長の一任で理事に就任するが、次年度の評議員会で承認を得るものとする。

## 第6条

監事の投票数は1名とし、各得票数の多い者から上位2名を監事とする。

## 附 則

この規則は、決議の時から施行する。

# 顧問選任規則

一般社団法人 日本渡航医学会  
平成27年7月24日 評議員会決議

一般社団法人 日本渡航医学会定款第49条に基づき、顧問選任規則を次のように定める。

## 第1条

この規則は、当法人の顧問の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条

当法人の顧問は、渡航医学の発展に多大の貢献をした者の中から評議員会の決議により選任する。

## 第3条

理事長は、理事会の承認を得て、評議員会に対し、当法人の顧問となるべき者を推薦することができる。

## 第4条

評議員は、2名以上の連名により、理事長に対し、前条により推薦すべき者の候補者を推薦することができる。

2 理事長は、前項による推薦があったときは、当該被推薦者について速やかに理事会の承認手続を経るものとする。

## 附 則

この規則は、決議の時から施行する。

# 名誉会員推薦規則

一般社団法人 日本渡航医学会  
平成27年7月24日 理事会決議

一般社団法人 日本渡航医学会定款第5条(2)に基づき、名誉会員推薦規則を次のように定める。

## 第1条

この規則は、名誉会員の推薦に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条

理事長は、渡航医学の領域における業績が顕著であり、かつ、当法人の発展に多大の貢献をした正会員に対し、理事会及び評議員会の承認を経た上、当法人の名誉会員に就任することを推薦することができる。

## 第3条

理事長は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうち、相当と認める者について前項の承認手続を経るものとする。

- 1 渡航医学の領域において通算して15年以上の活動歴を有すること。
- 2 当法人に対し著しい貢献をした者であること。
- 3 満70歳に達した者であること。

## 第4条

当法人の評議員は、理事長に対し、2名以上の連名により、第2条の推薦をすべき候補者の推薦をすることができる。

- 2 理事長は、前項による推薦があったときは、当該被推薦者について速やかに理事会の承認手続を経るものとする。

## 附 則

この規則は、決議の時から施行する。